

河川保全利用委員会

(琵琶湖河川事務所)

<http://biwako.kasen-hozen.jp>

YASU.RIVER



委員会 ニュース 創刊号

Vol.1

2004年12月発行

目次

河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所)の目的	1
河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所)準備会について	1
「河川保全利用に関する提言」の答申	1
第一回河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所)の開催報告	2
河川保全利用委員会の概要	2
河川保全利用委員会 委員	6
今後の占用許可制度の流れ (公園等)について	7
瀬田川・野洲川・草津川の現況について	8
ご意見の募集	10

SETA.RIVER



KUSATSU.RIVER



このたび、琵琶湖河川事務所が管理している瀬田川・野洲川・草津川における河川敷地を中心とした保全及び利用についての基本理念の検討、「(河川敷地) 占用のガイドライン」に対する助言、河川占用における事前協議申請の諮問に対し、見解(意見書)の提出等することを目的とする「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が設けられました。

このニュースレターでは、委員会の議事、検討内容、活動について報告します。
創刊号では、委員会の役割、第1回委員会の内容について報告します。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の目的

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)は、近畿地方整備局が淀川水系流域委員会の提言を受けて『一級河川淀川水系河川整備計画基礎案』の中で提案されたものです。

これまでの河川整備が河川環境に与えた影響を真摯に受け止め、河川の利用は「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とし、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図るものとされています。

今後の河川敷地の利用について「河川利用に関する河川保全利用委員会」を設置することになりました。それぞれの案件毎に学識経験者、自治体など関係機関や住民からの意見を聴き、判断していくものとして提案されました。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)準備会について

平成16年5月8日に公表された『一級河川淀川水系河川整備計画基礎案』では、今後の河川利用に関しては「河川保全利用委員会」を設置するものとされています。

そこで琵琶湖河川事務所長より「河川保全利用委員会」を設立するため、その検討を行うよう委嘱を受けて河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)準備会を発足されました。準備会では委員として座長 竺 文彦・柴田いづみ・三田村緒佐武とオブザーバーとして琵琶湖河川事務所長により第1回目を平成16年3月15日に開催し、以後計5回の会議が開催され、「河川保全利用委員会」の役割やあり方を具体的に検討されました。

「河川保全利用に関する提言」の答申

10月5日 琵琶湖河川事務所にて「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)準備会」座長 竺 文彦氏より琵琶湖河川事務所長 河村 賢二氏に「河川保全利用に関する提言」が答申されました。

(「河川保全利用に関する提言」の詳細は当委員会ホームページ(<http://biwako.kasen-hozen.jp>)のトップページに掲載しています。)

「河川保全利用に関する提言」

1. 河川保全利用委員会の概要
2. 河川保全利用委員会の名称、構成、役割
3. 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)規約
4. 今後の占用許可手続きの流れ
5. 河川保全利用委員会リスト



第1回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成16年11月7日(日)、「第1回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。

当日は第1回ということで、当委員会の準備会の審議説明の後、委員会の設立、各委員に委嘱状の交付、委員会規約の承認、委員長・副委員長の選出がおこなわれました。

また、事務局より、琵琶湖河川事務所が管理している瀬田川・野洲川・草津川の現況説明が行われた後、今後の「委員会の役割やあり方」についてどのように進めたらよいか各委員から活発な意見交換が行われました。



開催日時：平成16年11月7日(日)

14:00 ~ 16:30

場 所：ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター)
204 会議室

参加者数：委員 9 名 河川管理者 4 名

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の概要

1. 委員会設立について

「河川保全利用に関する提言」の中の「河川保全利用委員会の概要」・「河川保全利用委員会の名称、構成、役割」について、列席者全員の賛成を得て、正式に「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が設立されました。また琵琶湖河川事務所長より列席者(委員予定者)に委員委嘱状が交付され、正式に「河川保全利用委員」に任命されました。

2. 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の役割説明及び討議

●委員会の役割、運営について

【委員会の役割説明(事務局より)】

『一級河川淀川水系河川整備計画基礎案』の中で「河川保全利用委員会」の設置が提案され、河川の利用は「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とし、利用者の理解を得ながら「河川環境の是正」を図るとする提言を淀川水系流域委員会から受けて、琵琶湖河川事務所長より「河川保全利用委員会」設置に向けて検討を行うべく、設置のための「準備会」が発足されました。そこで「役割、あり方」が具体的に検討がなされ、「河川保全利用委員会」の役割について下記項目が示された。

- 1) 琵琶湖河川事務所が管理している各河川(瀬田川・野洲川・草津川等のうち琵琶湖河川事務所が管理している区間)における河川敷地を中心とした保全及び利用についての基本理念の検討
- 2) 上記検討を参考に定めた基本理念に基づいて琵琶湖河川事務所が提案する「(河川敷地)占用のガイドライン」に対する助言
- 3) ガイドラインに基づいて作成された公園などの河川敷地の占用における事前協議申請についての事務所からの諮問に対して、協議を行って委員会としての見解(意見書)を提出
- 4) これら以外にも、必要に応じて河川保全及び利用に関する意見を河川管理者に提案。これについては国管理区間だけに限定しない。
(委員会規約第3条関連)

【質問（委員より）】

委員会で論議した結果（提案）はどのような格好で申請者（自治体、流域住民等）に知らせるのか？

【回答（事務局より）】

河川占用について、河川管理者は形式審査を行い、河川保全利用委員会に全件について「占用許可してよいか」付託し、河川保全利用委員会で事前協議申請の各項目について提言をしていただき、その提言に基づき行政指導を行っていく。（図 今後の占用許可制度の流れ（公園等）参照）

【質問（委員より）】

占用をしたいという申請があった場合に、それに対して河川保全利用委員会としての意見を提出するということか？

【回答（事務局より）】

基本的に占用申請者に、このような占用は認め、このような占用は認められないというのを、事前に明らかにする必要がある、河川保全利用委員会でその判断基準となる基本理念の検討を最初に討議した後、個別案件について意見をとりまとめて報告、委員会と河川管理者が協議しながら運営していく考えである。

【質問（委員より）】

以前は、河川敷地利用の占用の考え方は、「親水性という観点から水辺環境を見る」ということで、河川公園工事等が行われ、グラウンドゴルフ場や、運動場やグラウンドの整備が行われてきたが、既存の、これらの施設も含めて占用審査を行うか、または、新規の占用許可申請の案件のみ、委員会で審議するのか？

【回答（事務局より）】

現在ある施設（河川公園等）を本委員会で提議した事項で早急に変更することは現実的でなく、今後10年、20年のスパンで変えてこうとする「基本」を策定しようと考えている。
なお、更新分、新規分も含めて本委員会で審議していく考えである。

【質問（委員より）】

占用許可の審議対象となるのは、琵琶湖河川事務所が管理している河川区域内の範囲のだけか？上記河川区域内（堤外地）以外の市町村の部分に関しての河川敷利用の検討があったときに、本委員会で検討を行うことがあるのか？

【回答（事務局より）】

基本的には、川と密接につながっていれば提案はできると考えている。しかし、その部分については強制的な権限はないと認識している。

【質問（委員より）】

例えば、占用申請時に占用箇所の管理計画が出され、適正と判断され、占用許可が下りたのち、管理方法が申請時と違った管理をし、荒れ果てた状態にならないために、許可が下りた後の事後チェックについても、当委員会の中に含んだほうがよいのではないかと？

また、占用許可時に管理方法について、付帯事項（占用許可要件）として明記すべきでないかと？
さらに、占用されている箇所管理上、違反行為があり、そういう段階で「占用許可の取り消し」につ

いて当委員会に河川管理者から諮問され、協議し、「占用許可の取り消しの決定」という意見書の提出という形になるのか？

【回答（事務局より）】

河川管理上の行為は河川管理者が行います。委員会で検討された基本理念に基づいて、河川管理上違反行為等があれば、その利用者に対して指導を行っていきます。

それが占用許可にかかわる部分で、占用許可条件として付されていれば、当然それは許可に対する不誠実行為ということで直ちに許可を取り消すことも可能であり、河川管理行為として行使します。

さらに、それでも手立てがない場合は、河川管理者から4項に基き諮問、協議し、あるいは更新時期にそういった状況報告をした上で、占用許可更新を認めるかどうかを諮問します。

まず、委員会では基本理念とを作成の上で、河川管理者の職務を執行していきたいと考えています。

●委員会の人員構成について

【委員会の構成及び専門部会の説明（準備会委員）】

委員構成で河川敷利用者の地元代表者等が、入っていない理由は、現実的に直、利害関係が発生する者は委員として入らず、地元代表者たちによるワークショップを別途設けて、ワークショップに対して当委員会で意見を聴取し、判断をするような形にした。

また、特別な研究等が必要な場合には、委員何名と河川敷利用者の地元代表者との構成からなる専門部会を設け、討議を行う。そのような形にし、現実的な問題を討議し、意見も、河川保全委員会に反映できるようにしている。

（委員会規約第4,9,10条関連）

3. 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の規約（案）の討議、承認

【委員会規約の説明（準備会座長）】

前記2.の「委員会の役割」の討議後、笹委員（準備会座長）より「委員会規約（案）」の説明があり、参加委員全員により、「委員会規約（案）」について、全会一致で承認されました。

（当委員会ホームページのトップページ「河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）規約参照」

4. 委員長、副委員長の選出

委員長、副委員長の選出は、出席委員全員の賛同により、委員長に「龍谷大学理工学部教授 笹 文彦氏」、副委員長に「びわ湖自然環境ネットワーク代表 寺川 庄蔵氏」に決定しました。

（委員会規約第6条）

5. 管理河川の現況説明

【各河川の概要報告（事務局より）】

琵琶湖河川事務所が管理している河川は北から高時川、野洲川、草津川、瀬田川の4河川で、このうち、高時川は、丹生ダムの建設予定地だけを管理している。

河川敷地利用状況上、野洲川、草津川、瀬田川であり、各河川のイメージについてスライドにて説明が行われた。

（委員会当日スライド説明資料 参照）

●管理河川の概要

野洲川は、日本の代表的な河川の形状であり、堤内地から見れば大きな堤防、広い高水敷、水の流れている低水路部からなる川。

瀬田川は、平地から堤防も高水敷もほとんどない川。

- 1) 野洲川は昭和のつけかえ、草津川は平成つけかえ、瀬田川は明治に大改修が行われた。
- 2) 3 河川とも極端と言っていいほど人の手が大きく入った河川である。
- 3) 3 河川の占用公園は大きな公園が 12カ所で、面積は約 50 万㎡あり、河川保全利用委員会で協議の対象となる公園という認識。

6. 各河川の概要報告に関する質疑応答

●公園について

【質問(委員より)】

公園一覧の公園というのは、どういうものを公園と言っているのですか。

【回答(事務局より)】

公園として正確に定義づけたものはなく、市町村が公園として占用したいといわれている部分について、公園としてあります。

【質問(委員より)】

散策路は公園という定義の中にはいるのか？

【回答(事務局より)】

散策路は、公園という定義に入っていないが、公園かどうか不明確なところであります。



●河川断面について

【質問(委員より)】

草津川は新川なので暫定断面計画で通水しているが、自然に、土砂堆積し、中州ができてくる可能性があるが、断面確保ということも考えるべきか？

【回答(事務局より)】

草津川は最後の河床掘削を残して通水し、川の作用、水の作用の影響を受けて、現在やはり部分的に偏って局所的に洗掘したところを流れている。その結果、従来、川底としていたところは干陸化し、草が生えてきている状況です。河川管理上の行為としては洪水を安全に流し得る断面を確保するという考えで、毎年、断面測量をして安全に流れ得る断面であるかどうかを判断し、支障が生じる場合は、掘削等の河川管理行為を行う考えです。

【質問(委員より)】

野洲川において台風 23 号の雨により、低水敷の肩まで水が浸かり、河口部に大規模の中州があり、将来的に流水の大きな障害(洪水の危険)になってきているが、中州に対して河道掘削は考えているのか？あるいは中州の自然・環境面の保護を考えているのか？

【回答(事務局より)】

野洲川も河川断面測量を実施し、想定する流量が流れるかどうか、チェックしている。また、大きな出水毎に河川横断測量を行い、その都度、対応していこうと考えている。

洪水時写真

野洲川落差工付近



草津川西矢倉水位観測所付近



●河川敷の生物調査について

【質問（委員より）】

河川敷に対する植生や、生物調査というのは、どういう項目で調査しているか。

【回答（事務局より）】

河川水辺の国勢調査を平成2年より行われ、「生物調査」の他、「河川調査」、「利用実態調査」もあわせて実施しており、総合的な基礎的調査の蓄積されている、その調査結果は市販されていますが、必要な箇所は委員会に提供します。

参考：河川水辺の国勢調査は、「魚介類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」という6項目の生物調査と、河川の瀬・淵や水際部の状況等を調査する「河川調査」、河川空間の利用者などを調査する「河川空間利用実態調査」の計8項目です。生物調査は、同一年度に同一の調査項目を一斉に実施するのではなく、例えば毎年各項目を全国109水系の1/5程度で実施し、5カ年で各調査が一巡するようなローテーションで実施しています。
<http://www3.river.go.jp/index.htm> 参照

河川保全利用委員会 委員

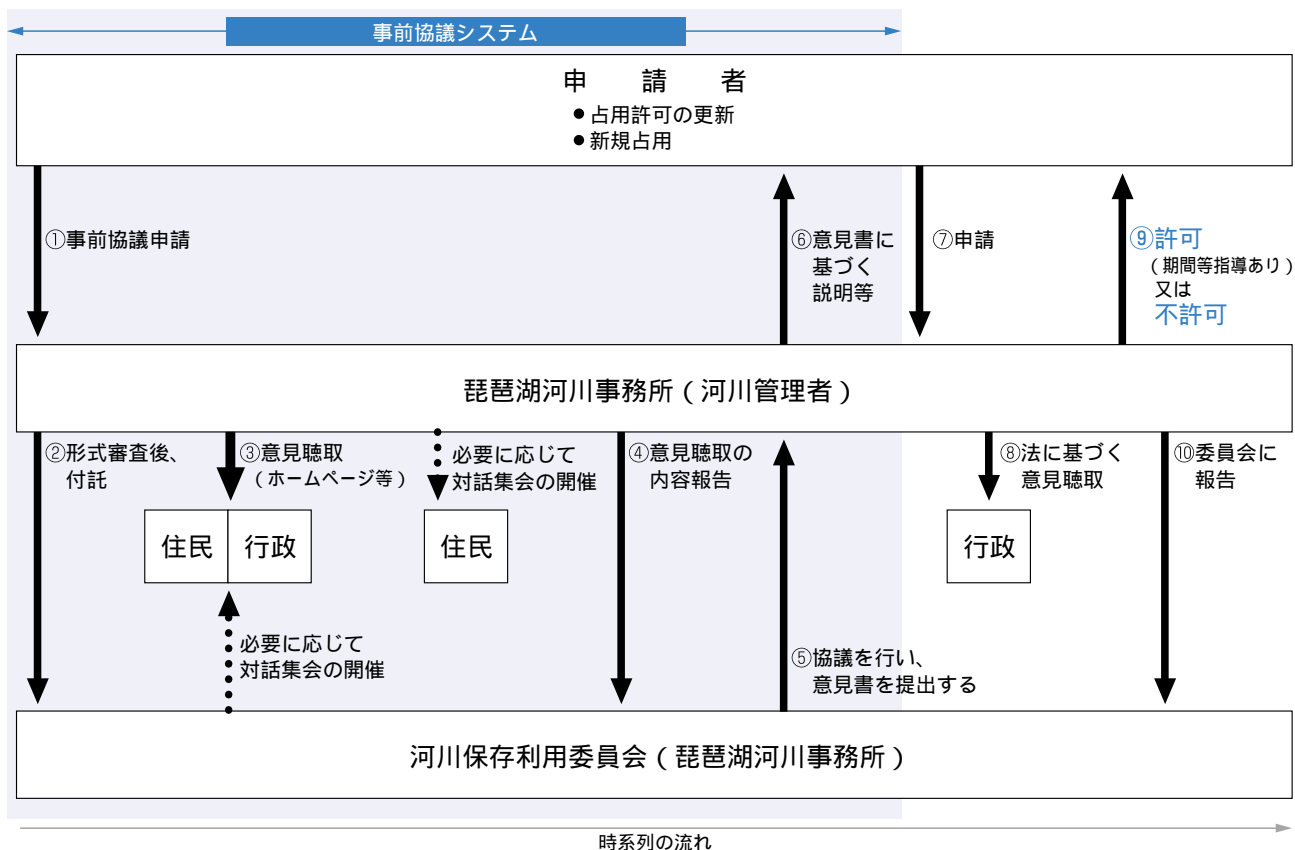
平成16年11月7日現在

所 属	氏 名	分 野	役 職
立命館大学理工学部教授	江 頭 進 治	治水・利水(河川工学・土木工学)	
京都大学大学院工学研究科助教授	川 崎 雅 史	治水・利水(シビックデザイン・景観設計)	
前守山市教育長	川 端 弘	地域の特性に詳しい者	
龍谷大学理工学部教授	竺 文 彦	自然環境(水質)	委員 長
滋賀県立大学環境科学部教授	柴 田 いづみ	自然環境(景観)	
びわ湖自然環境ネットワーク代表	寺 川 庄 蔵	地域の特性に詳しい者	副委員 長
守山漁業協同組合	戸 田 直 弘	地域の特性に詳しい者	
琵琶湖博物館主任学芸員	中 井 克 樹	自然環境(動物・植物)	
龍谷大学講師(株)ラーゴ	西 川 博 章	自然環境(動物・植物)	
滋賀県立大学環境科学部教授	三 田 村 緒 佐 武	自然環境(生態系)	
自治体関係者	(調 整 中)		

委員の氏名につきましては、50音順に表記させていただいております。(敬称略)

【今後の占用許可制度の流れ（公園等）】について

委員会当日説明資料



今後の占用許可手続の流れ（資料）

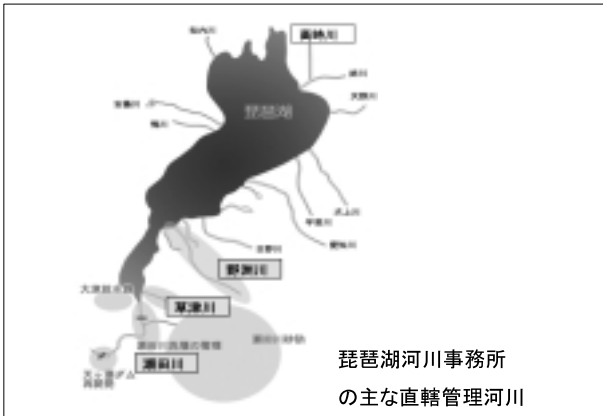
対象となる公園等の面的占用については、今後は以下の占用許可手続の手順で行われるものと考えます。

1. 占用許可の申請者（新規及び更新）が琵琶湖河川事務所（以下、「事務所」という）に事前協議申請書を提出します。
2. 事務所は、形式審査後河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下、「委員会」という）に付託します。
なお、形式審査とは書式審査及び河川管理上著しく影響があるかの判断を指します。
3. 事務所はホームページ等により事前協議案件について意見の聴取を行います。
また委員会及び事務所は必要に応じて対話集会等を開催するものとします。
4. 事務所は必要に応じて行われた対話集会等やホームページ等により集まった意見内容について委員会に報告します。
5. 委員会は協議を行って、事前協議申請案件に対しての委員会としての見解をまとめた意見書を作成し、事務所に提案します。
6. 事務所は、意見書について申請者に説明を行います。
7. 申請者は上記説明を踏まえて、河川法に基づいた申請を事務所に行います。
8. 事務所は河川法に基づいて自治体（関係市町）に最終の意見聴取を行います。
9. 事務所は河川法に基づく許可（必要に応じて占用期間等短縮を行う場合もあり得ます）又は不許可の決定を行います。
10. 事務所は委員会に対して、決定結果等の報告を行います。

あと、上記についてのイメージ図にて委員会の作業フローを示します。

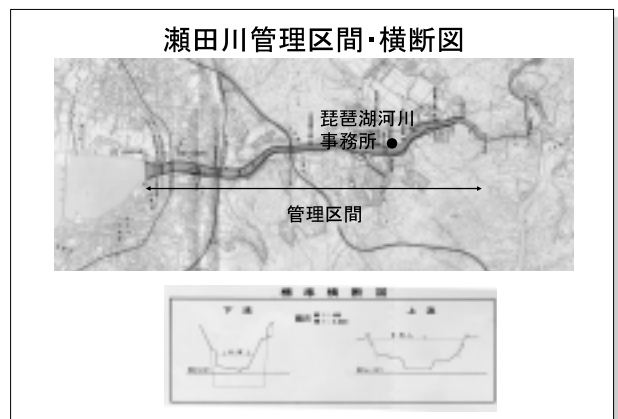
瀬田川・野洲川・草津川の現状について

委員会当日スライド説明資料



野洲川・草津川・瀬田川内にある公園一覧

河川名	作名	場所	市町	面積(m ²)
瀬田川	公園(榎樹公園)	大津市錦町一丁目地内	大津市	1,839,800
瀬田川	公園(榎樹公園)	大津市榎樹町地内	大津市	1,900,700
瀬田川	大津市緑のまち公園	大津市南郷一丁目104番地01地内	大津市	432,800
野洲川	野洲川緑地公園	守山市宮原町地内(野洲川緑地公園)	守山市	23,081,000
野洲川	野洲川公園	守山市宮原町下丁字裏(野洲川)	守山市	66,644,370
野洲川	野洲川公園	守山市小浜町地内	守山市	47,068,600
野洲川	野洲川公園	守山市小浜町地内	守山市	34,152,400
野洲川	野洲川公園	野洲町野洲町宮原町地内(守山市小浜町字野洲町宮原町)	野洲町・守山市	37,461,800
野洲川	野洲川公園	野洲町野洲町宮原町地内(守山市小浜町字野洲町宮原町)	野洲町	141,768,300
野洲川	野洲川公園	野洲町野洲町宮原町地内(守山市小浜町字野洲町宮原町)	野洲町	178,284,300
草津川	二色地公園	草津市御幸町地内	草津市	6,878,470
草津川	草津川公園	草津市御幸町地内	草津市	8,878,110





野洲川(グランドゴルフ場)



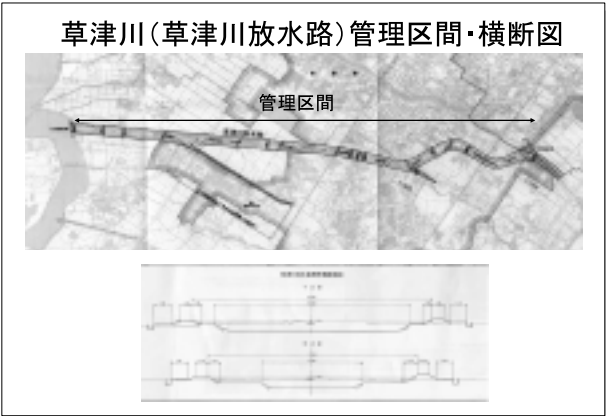
野洲川(野洲川運動公園)



野洲川(落差工付近)



野洲川(不法投棄対策:合同パトロール)



草津川(下流桜樹林帯)



草津川(三角公園)



草津川(下流部)

ご意見の募集

河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）では皆様のご意見を募集しております。委員会のことはもちろん、「委員会ニュース」、「琵琶湖河川事務所の管理する河川」、「その他関連すること」なんでも結構ですのでご意見をお待ちしています。



はがきで

必要事項をご記入の上、下記の宛先までお送りください。

宛先：〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 6-9

「河川保全利用委員会」庶務（株式会社モリタ内）

「河川保全利用委員会」係



Eメールで

必要事項をご記入の上、下記のアドレスまでお送りください。

メールアドレス：info@biwako.kasen-hozen.jp



ホームページで

下記のホームページの「ご意見受付」ページ接続後、必要事項を入力後、送信ボタンを押してください。

URL：http://biwako.kasen-hozen.jp



FAXで

このページをコピーしたものに必要事項を記入の上、下記の宛先までお送りください。

FAX：077-523-3750

ふりがな

氏名 () 歳 男 ・ 女

ご住所 〒 -

連絡先 TEL() -

メールアドレス

ご職業

氏名・所属の公開 可 ・ 不可（どちらかに をお願いいたします。）

ご意見欄

ご記入いただいた個人情報についてはご意見の公表のみに使用させていただきます。

今後の委員会開催予定

- 第2回委員会 平成16年12月15日
 - ・各河川の保全利用に関する基本理念について
(ピアザ淡海にて開催しました。1月発行の委員会ニュースVol.2にて内容を紹介します。)
- 第3回委員会 平成17年 1月中旬
 - ・現地見学会
 - ・各河川の保全利用に関する基本理念について
- 第3回委員会 平成17年 2月中旬
 - ・各河川の保全利用に関する基本理念について
 - ・ガイドライン(案)について

委員会の日程、会場が決まり次第「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」のホームページに掲載します。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

創刊号 2004年12月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)庶務

株式会社 モリタ 担当：村上・巽

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜6-9

TEL:077-524-5857 FAX:077-523-3750

ホームページ ● <http://biwako.kasen-hozen.jp>

E-mail ● info@biwako.kasen-hozen.jp